

静岡県国土利用計画

—第六次—

令和8年3月

静岡県

目 次

はじめに

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針	1
（1）県土利用を取り巻く情勢の変化と課題	1
（2）県土利用の基本方針	6
（3）県土管理の方策	10
2 地域類型別の県土利用の基本方向	12
（1）都市	12
（2）農山漁村	13
（3）自然維持地域	14
3 利用区分別の県土利用の基本方向	15
（1）農地	15
（2）森林	16
（3）原野等	16
（4）水面・河川・水路	17
（5）道路	17
（6）宅地	18
（7）その他	20

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	20
（1）目標年次及び計画の基礎	20
（2）規模の目標	21
（3）利用区分ごとの面積目標の考え方	21
2 地域別の概要	22
（1）地域区分の考え方	22
（2）地域区分	23
（3）規模の目標の地域別の概要	23

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 総合的な措置	24
（1）土地利用関連法制等の適切な運用	24
（2）土地の有効利用の促進	24
（3）土地利用転換の適正化	25
（4）県土に関する調査の推進	25
（5）計画の総合的かつ効果的な推進	26
（6）多様な主体による県土利用・管理の推進	27
2 区分別の措置	27
（1）基本方針別の措置	27
（2）地域別の措置	32

おわりに

はじめに

(1) 趣旨

静岡県国土利用計画（以下「本計画」という。）は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条の規定に基づき、静岡県の区域における国土の利用に関し必要な事項について定める計画であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画及び県内の市町がその区域について定める国土の利用に関する計画とともに同法第4条の国土利用計画を構成し、県土の利用に関しては、県の諸計画の基本となるとともに、市町計画及び静岡県土地利用基本計画の基本となるものである。

(2) 改定の理由

国においては、「地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理」、「土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理」、「健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理」及びそれらに共通する「国土利用・管理DX」、「多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理」の5つの基本方針を示し、持続可能で自然と共生した国土利用・管理を目指すとする「第六次国土利用計画（以下「全国計画」という。）」が2023年（令和5年）7月に閣議決定された。これは、未曾有の人口減少や少子高齢化の加速等を背景とした国土の管理水準の悪化など、国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえたものである。

このたび、本県においても、こうした土地利用をめぐる状況変化に的確に対応するため、全国計画を踏まえ、本計画を改定する。

(3) 計画の目標年次

計画の目標年次は、2035年（令和17年）とする。

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(1) 県土利用を取り巻く情勢の変化と課題

我が国の人口は2008年（平成20年）の1億2,808万人をピークに減少傾向に転じ、そのスピードが加速するとともに、コロナ禍を経て、東京一極集中が再加速しており、地方圏における人口が減少する見込みとなっている。

本県においても、2007年（平成19年）の379万7千人をピークに減少局面に突入し、進学や就職を契機として、若者を中心に毎年約6千人が首都圏へ転出する状況が続いており、地域社会の将来を担う世代の流出が大きな課題となっている。

今後も現在の傾向が続いた場合、2050年（令和32年）には人口が282万9千人へと2007年のピーク時の約4分の3まで減少するとともに、高齢化率は、39.6%に上昇し、高齢者の割合は、約3人に1人を上回る見込みとなっている。

今後は、人口減少を前提として、長期的な視野に立って、人口減少対策に取り組んでいくことが必要である。

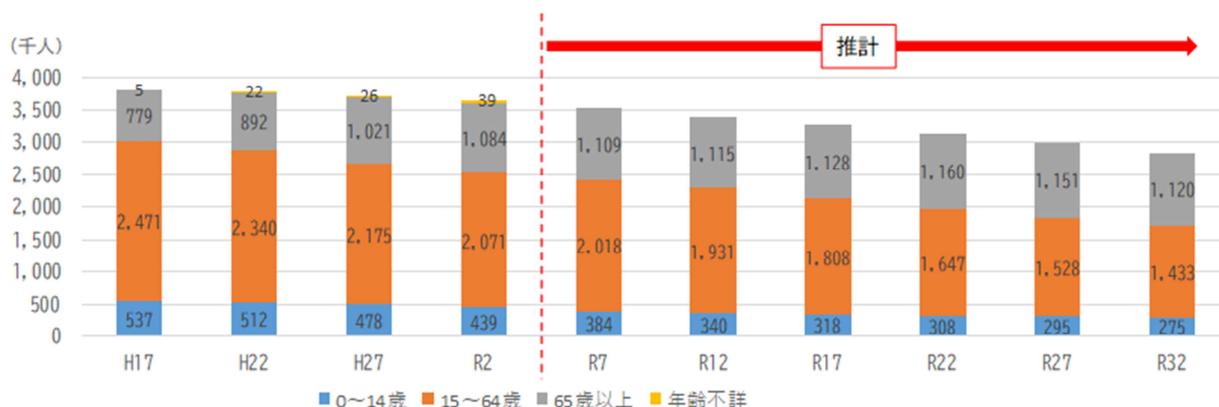


図1 人口減少の現状と将来予想

本県では、人口減少は待ったなしの状況であり、今後は、人口減少を「抑制する対策」に加え、デジタル技術の活用等による社会全体の生産性の向上や、多様な人材の活躍促進、行政需要の変化等を踏まえた社会全体の最適化など、長期的に人口減少が進んだ社会への「適応する対策」についても、積極的に取り組んでいくことが必要である。

こうした状況の中、我が国の国土づくりの目標である「新時代に地域力をつなぐ国土～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」に向け、本県の国土利用計画が担う役割は、人口減少を「抑制する対策」に加え、長期的に人口減少が進んだ社会への「適応する対策」に積極的に取り組むことで、本県の活力の維持向上を図り、国土全体を支える多様な地域に暮らし、関わる多くの県民が主体となって、その主体的な行動によって新たな国土づくりを先導するとともに、人口減少社会に適応した新たな県土の利用・管理のあり方を構築していくことである。

そのために本計画が取り組むべき課題は、以下のとおりである。

ア 県民の安全・安心を実現する県土の構築

2013年（平成25年）6月、県が公表した第4次地震被害想定から、更なる想定犠牲者の減少を図るため、施設の耐震化や津波に対する防御施設、津波避難施設の整備等を着実に推進するとともに、県民一人ひとりの避難計画の作成による早期避難の実現、自力避難が困難な要配慮者の避難体制の強化など、ハード・ソフト両面の対策を組み合わせ着実に推進することにより、2025年（令和7年）度末までの3年間で想定犠牲者の9割減災及びその後の犠牲者の最小化を目指している。

南海トラフ巨大地震は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震であり、東日本大震災から得られた「想定外は許されない」という教訓を踏まえ、日本一の防災先進県を目指した取組をより一層推進し、震源域に近く、津波の到達が早い低平地に人口・資産が集中するなど県土利用における地震・津波に対する脆弱性への懸念を払拭することが何より重要である。

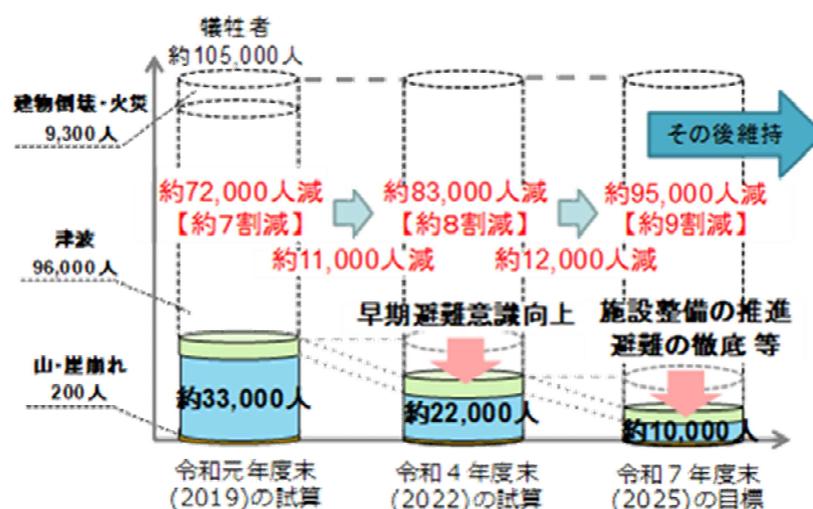


図2 南海トラフ地震による被害想定と削減目標

また、近年、集中豪雨が増加するなど、地球温暖化による気候変動の影響が顕在化し、災害の増加・激甚化が懸念されている。静岡地方気象台によると、最近10年間（2015～2024年）の1時間降水量50mm以上の年間発生回数は、統計期間の最初の10年間（1979～1988年）と比べて約1.4倍に増加している。今後、追加的な緩和策を取らなかった場合、20世紀末に比べて21世紀末には、静岡県の年平均気温は約4.2℃気温が上昇し、東海地方の1時間降水量50mm以上の年間発生回数は約2.3倍になると予測されている。

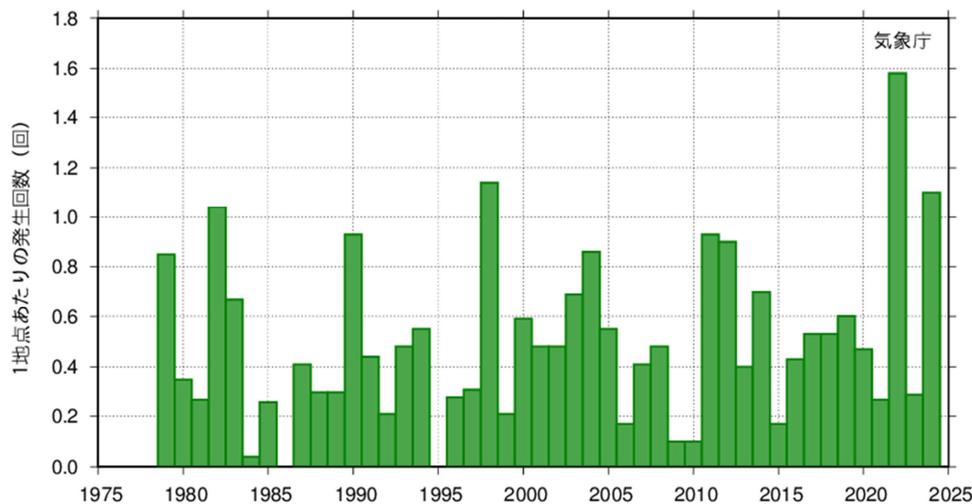


図3 静岡県における1時間雨量50mm以上の大雨の年間発生回数の経年変化（静岡地方気象台提供）

大規模自然災害から県民の命と暮らしを守るためには、ハード整備を確実に進めるとともに、ハザードマップの作成や津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域の指定、より安全な地域への諸機能や居住の誘導などのソフト対策の連携により、ハード・ソフトの両面を組み合わせた取組を着実に推進し、被害を最小化させる必要がある。

このため、現在取り組んでいる「地震・津波対策アクションプログラム2023」による南海トラフ巨大地震等への備えや、事業継続計画の策定、ライフラインの耐震化による地域の強靱化により、地域を速やかに復旧させる体制を整えるとともに、復興事前準備に取り組むなど、迅速な復興に繋げることが重要である。

また、激甚化・頻発化する水災害に対し、流域のあらゆる関係者が主体的に取り組む「流域治水」をより一層推進し、浸水被害を軽減させる必要がある。

「命」を守る危機管理の充実は全てに優先する取組であり、県土利用においても、災害から人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興することができる県土の構築に向け、国土強靱化の取組を進めていくことが必要である。

イ 持続的な成長の実現 (経済)

コロナ禍で顕在化したデジタル対応の遅れ、国際情勢の不安定化に伴う原材料価格の高騰、深刻化する人手不足など、県内企業の収益力低下が懸念されている。本県は全国有数のものづくり県であるが、製造品出荷額等は、依然としてリーマンショック前の水準（平成20年：19兆1,800億円）に戻らず、全国と比較しても回復のスピードが遅れている。本県を支えてきた「ものづくり産業」の足腰を強化するとともに、次世代産業やスタートアップなど、本県経済を牽引する新たな力を創出する必要がある。

生成AI等の人工知能や、IoT、ビッグデータ解析など、デジタル分野の革新的な技術が急速に進展している。デジタル技術の活用により、ものづくり、農林水産業、観光、医療・福祉分野などにおける生産性の向上や、新たなビジネスモデルの創出、行政サービスの利便性向上など、人口減少下にあっても成長していく持続可能な社会への変革が期待されている。

また、我が国の大動脈である東名・新東名高速道路や東海道新幹線、開業が予定されているリニア中央新幹線等の東西軸に加え、三遠南信自動車道、中部横断自動車道、伊豆縦貫自動車道等の南北軸、さらには海や空の玄関口となる清水港等の港湾や富士山静岡空港等、「陸・海・空」全方位の交通ネットワークが形成されており、本県の優れた交通ネットワークは、県民の暮らしの利便性向上、産業競争力の強化、人やモノの交流の拡大に寄与している。

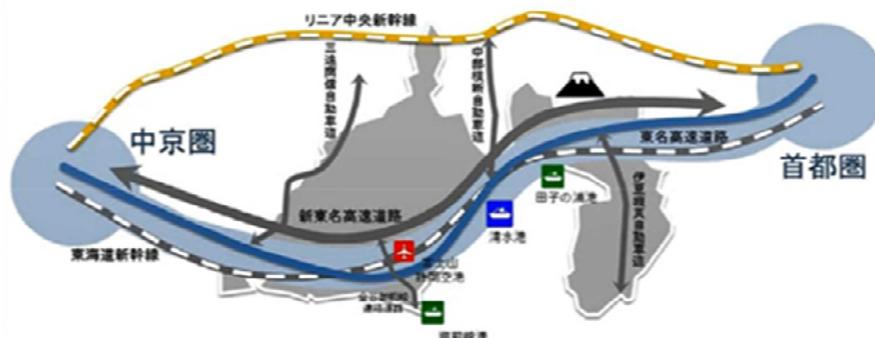


図4 陸・海・空の交通ネットワーク

こうした本県の強みや優位性を最大限に活用し、誰もが活躍できる、安定した雇用を創出し、経済の持続的な成長を確保していくことが重要である。このために行われる新たな土地開発や未利用地等の再生活用等の県土利用に際しては、乱開発とならないよう自然環境や農林水産業、歴史、文化等の周辺の地域特性を付加価値として積極的に活かしながら、これらの土地需要に対応していく必要がある。

(地域社会)

人口の減少は、地域社会にも大きな影響を与えつつある。農山漁村では、荒廃農地や間伐などの手入れが遅れている森林、所有者の所在の把握が難しい土地等の問題が顕在化している。都市部においても、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化の進行とともに、低・未利用地や空き家等の増加によって、コミュニティの弱体化や土地利用の効率の低下が懸念されている。



図5 荒廃農地の推移

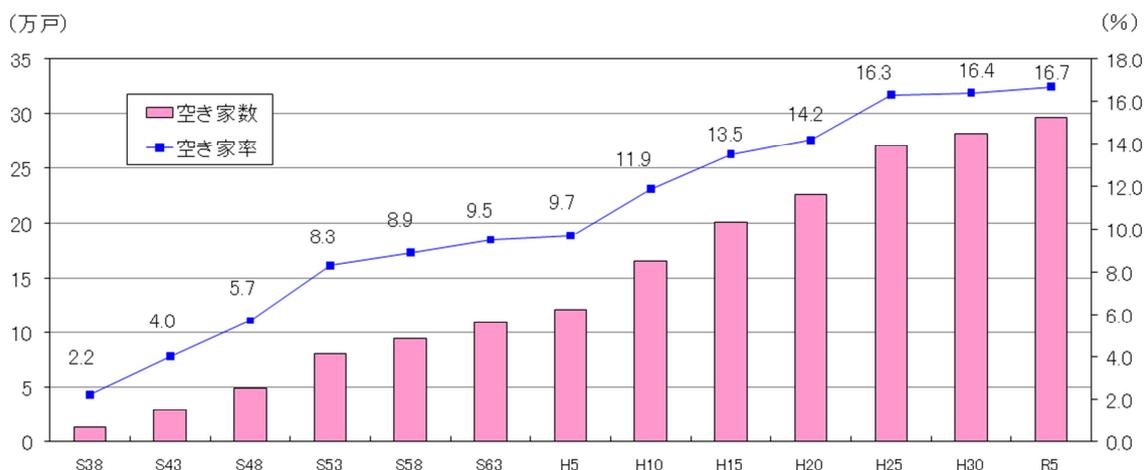


図6 空き家の推移

一方、人口減少は空間的余裕を生み出す側面もあり、計画的、戦略的に時間をかけて、荒廃農地や低・未利用地等を有効活用することにより自然環境や生活環境等を改善することも可能となる。

これらを踏まえ、人口減少は避けることができないという前提のもと、人口が減っても快適で安全な生活が保証される地域社会の形成に向け、持続的成長を確保しながら、県土を荒廃させない持続可能な社会システムの構築に取り組む必要がある。

ウ 景観や自然環境の保全・創出

温室効果ガスの増加等に伴う地球規模の気候変動により、気温や海水面の上昇、農作物の不作、水産資源の減少、異常気象による台風等の自然災害の増加など、社会全体への深刻な影響が懸念されている。我が国においても、2020年（令和2年）10月に、2050年（令和32年）のカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す「GX2040ビジョン」（令和7年）や、エネルギー政策の基本的な指針となる「エネルギー基本計画」（令和7年）を策定するなど、目標の実現に向けた取組を推進している。



写真1 山里の茶畑と富士山

また、里地里山のように、農林水産業などの人の営みにより長い年月にわたって維持されてきた二次的自然地域の多くは、過疎化や高齢化の進行により持続可能な利用形態が失われ、生物多様性に悪影響が生じるとともに、野生鳥獣被害の深刻化や侵略的外来種の定着・拡大、景観の悪化が顕在化し、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等も懸念されている。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給や水源の涵養、国土保全、防災・減災など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼす。このため、バイオマス等の再生可能エネルギーの地域レベルでの安定確保や、健全な水循環の維持・回復、緑地の確保等を通じて地域の持続的で豊かな暮らしを実現するという観点からも、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことが必要である。

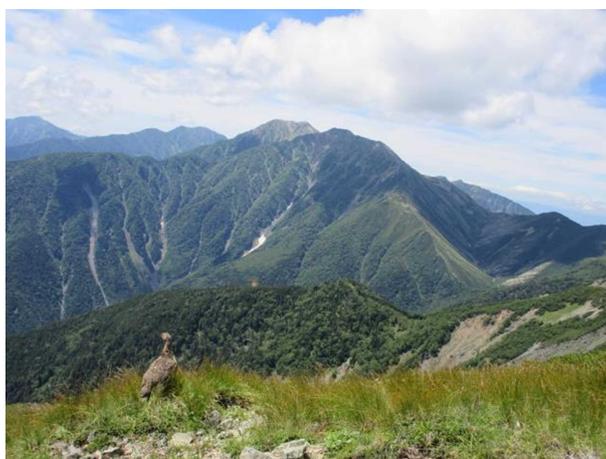


写真2 原始的な自然環境、貴重な動植物の生息地を有する南アルプス

(2) 県土利用の基本方針

(1) で示した情勢の変化と課題を踏まえ、「幸福度日本一の静岡県」の実現に向け持続可能で自然と共生した県土利用を図っていくことが必要である。

本計画では、「県民の安全・安心」を実現する県土利用、「持続的な成長の実現に向けた県土利用」、「景観や自然環境に配慮した県土利用」の3つを基本方針とし、「幸福度日本一の静岡県」の実現を目指す。

ア 「県民の安全・安心」を実現する県土利用

(大規模自然災害への備え)

地震や噴火、豪雨など自然災害の発生に対して、被害の減少を図るため、人命を守ることを最も重視し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を行った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要である。豪雨災害に対しては、気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する。また、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導する。



図7 避難を主体としたソフト対策

また、農地の良好な管理や「緑の社会資本」である森林の整備保全を通じて、県土保全や水源涵養等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす行政の中核、災害対応拠点、病院、生産・物流拠点、エネルギー施設等の諸機能の適正な配置やバックアップの推進により、ライフライン等の多重性・代替性を確保する。

加えて、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進める。その際、広域的な視点から、市町の防災・減災対策への助言を積極的に行うことも重要である。

さらに、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等の安全性を確保するなど、これらの取組を進めることによって県民の安全・安心を実現する県土を構築する。

イ 持続的な成長の実現に向けた県土利用

(都市的土地利用)

持続可能な都市構造を構築するため、地域の状況等を踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外への市街地の無秩序な拡大を抑制する。集約化する中心部では、低未利用土地や空き家を有効利用することなどにより、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生等の新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。

県全域で整備が進む3D都市モデルを活用し、従来とは異なる手法・視点により、課題解決や新たな価値創出を推進する。

また、ひとつの地域だけで十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受す

る取組を進めるほか、市町界にとらわれない柔軟なエリアをベースに、機能・役割の分担・連携を推進する。

さらに、他地域との連携・交流を促進するため、ネットワークの結節点である鉄道駅や高規格道路のインターチェンジ等の周辺地域を新たにコンパクトな拠点として、地域の個性をより際立たせるための地域資源を活用した新たな産業の創出・集積や、自然と生活が調和したゆとりあるライフスタイルが実現できる暮らし空間の整備等を促進する。

こうした取組により、県下全域に、自然と都市機能が調和した誰もが豊かな暮らしを実感できる都市圏（生活圏域）を形成する。

（農林業的土地利用）

農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、無秩序な開発行為等により損なわれることがないように、関係機関との適切な調整を実施する。

森林については、林業イノベーションの推進による県産材の安定供給や、林業の人材確保・育成、県産材の利用拡大により、豊富な森林資源を循環利用するとともに、森林の適切な管理・整備により多様性のある豊かな森林の保全に取り組み、森林の公益的機能の維持増進を図る。また、カーボンニュートラルの実現に向けた大規模太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置に際しては、大規模太陽光発電設備に対する将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域と共生する形で立地誘導を図る。

また、農地や森林が有する県土の保全や水源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能を持続的に発揮していくため、県、市町等の公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO等の多様な主体の参画も得ながら良好な管理を確保し効率的な利用を図る。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うものとする。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じて、都市における雨水の貯留・涵養の推進や、農地・森林の適切な管理を図るなど、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環を維持・回復させる。

中山間地域や都市の縁辺部においては、人口減少により、従来と同様に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理を導入するなど、地域の合意形成に基づき、管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」を基本とした市町管理構想や地域管理構想の取組を進める。

（地域間の交流と連携の促進）

1時間以内にアクセスが可能となる「30万人都市圏」を形成できていない市町が存在している中で、地域が有する資源や魅力を活かし、生産、物流、観光等の経済活動を支援するため、高規格道路をはじめ、経済や生活の拠点となる地域間を結ぶ幹線道路等や港湾及び空港、インターチェンジへのアクセス道路の整備などにより、交流・連携を支える道路ネットワークを構築する。

（デジタル技術革新の活用）

適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、人口、高齢化率、農地の耕作者、森林関連情報の管理状況、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要である。

県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有することを基本的な方向とし、自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながる地理空間情報における3次元点群等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を徹底的に活用するとともに、県土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図る。

（多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理）

人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念されるなか、適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していく。

そこで、多様な主体が連携して地域の課題を解決する協議会等のコーディネート機能の確保を図るとともに、相続等により取得した土地を国庫に帰属させる取組のほか、空き地・空き家バンク等の官民連携の取組を推進する。

また、二地域居住者等を含む関係人口の拡大と地域との関わりの深化等を通じて、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民による「県民参加の県土管理」を進めていく。

ウ 景観や自然環境に配慮した県土利用

（景観の保全・創出）

行政と県民が一体となって、世界遺産富士山や南アルプス、伊豆半島、駿河湾、浜名湖等の自然景観を楽しむ眺望の地の保全や、そこを訪ねたい、そこで暮らしたいと思う田園や茶園等の景観の保全・創出、自然・文化・歴史が調和したまちなみや都市空間の形成などを推進するとともに、そうした景観を地域資源として活用し、魅力ある地域づくりに取り組む。

（自然環境の保全・再生）

県土全体にわたって自然環境の質を向上させていくため、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進めるとともに、低未利用土地の自然再生地への転換も含め、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管

理を促進することによって、優れた自然環境の保全・再生と併せて、森、里、川、海のつながりを確保することにより生態系ネットワークの形成を図る。

その際、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）などNbS（Nature-based Solutions）の考え方に根ざした自然環境が有する多様な機能の活用やSDGsの取組によって、地域の社会課題解決を図っていく。

里地里山のような二次的自然地域においては、多様な主体による協働の枠組により、生態系や自然の復元力に見合った自然資源の管理や、バイオマス等の再生可能エネルギーの確保と資源の循環的な利用を促進するとともに、地域の伝統的な自然共生に係る知恵や技術の継承に取り組み、生物多様性の保全を図る。

また、県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生を進める。

さらに、自然公園等の優れた自然環境等の保全や管理を充実させ、自然資本の持続的な活用や、地方への移住や二地域居住など地域間の対流促進や関係人口を拡大することによって、地域活性化や都市と農山漁村のつながりを強化する。

（美しい景観と豊かな自然環境の活用）

本県の美しく豊かな景観や自然公園等の優れた自然、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれた伝統・文化、地場産品等の地域資源を活かし、農山漁村と都市の様々な地域間相互の交流や経済循環を促進する。



写真3 「榛原ふるさとの森」における環境教育

（3）県土管理の方策

避けることのできない人口減少の進行を踏まえ、（2）で示した3つの基本方針に基づく県土利用を実現するための県土管理の方策について考え方を示す。

（総合的な施策の推進と県土の選択的な利用）

人口減少下においては、これまでと同様な労力や費用を投下し、県土の管理を行うことが困難になることや、相続未登記の増加等により所有者の所在の把握が

難しい土地が増加することが想定される。

社会資本整備や土地利用に際しては、自然環境が有する生物の生息・生育の場の提供や良好な景観形成、気温上昇の抑制等の多様な機能を積極的に活用するグリーンインフラの取組（“森の防潮堤づくり”等）など、自然との共生、防災・減災、持続可能な地域資源の提供等の総合的な効果を発揮する施策を積極的に推進する。

県土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図る。

また、高度成長期に建設された多くのインフラ資産や、県民生活に必要な公共施設を良好な状態で次世代に引き継ぐため、県、市町が連携して、最適な維持管理や長寿命化などのマネジメントを推進する。

さらに、中山間地域の荒廃農地など、生産者等による管理が困難な土地や所有者の所在の把握が難しい等の理由により適正な管理が困難な土地については、それぞれの地域の状況に応じて、従前の自然環境への再生、野生鳥獣被害を防止するための緩衝帯など新たな用途を見出すことや、所有者以外の者の管理・利用の促進など「所有から利用へ」の観点に立った方策により、県土の荒廃を防止し、地域にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努める。



写真4 森の防潮堤づくりの防災林造成

（多様な主体による県土管理の促進）

優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理の導入などの管理方法の転換等を図る管理構想や、地域住民の発意と合意形成を基礎とする地域管理構想の取組を推進する。

県土の適切な管理は、この国土利用計画が示す広域的な土地利用の指針とともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上で実現される。このため、地域住民や市町など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進する。その際、県土利用の選択が地域に及ぼす影響を十分に考慮し、長期的な視点を持って検討することが必要である。

また、県土管理については、地域による取組を基本としつつ、公による管理と合わせ、豊かな自然や美しい景観、高い品質の農林水産物等の県土の恵みを楽しむ

する都市住民や企業等の多様な主体の参画を進め、広く県内外の人々が本県に関心を持ち、県土の管理の一端を担う国民の参加による県土管理（県土の国民的経営）を進めていく。

（県境を越えた広域交流圏の構築）

交通ネットワークの充実やデジタル技術の発展などにより、社会経済活動が広域化している現状を踏まえ、隣接県をはじめ陸・海・空の交通ネットワークでつながる地域との連携・交流を進める。

特に、中部横断自動車道等の開通による日本海に至る地域との連携をはじめ、世界遺産富士山の後世への継承や南アルプスユネスコエコパークの保全と利活用、防災・減災対策、生態系の保全と鳥獣被害対策、国際観光地の形成に向けた取組など、様々な県・地域との広域連携による持続可能な土地利用の促進を図っていく。

（デジタル技術等の活用）

災害情報伝達機能の強化や、社会資本の整備・維持管理における効率化とコスト縮減、住民参加型の県土管理を進めるための情報の共有化など、県土に関する様々な地理空間情報をデジタル技術等により総合的に活用していく。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別に捉えるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型として捉えた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、都市、農山漁村、自然維持地域は互いに独立して存在するものではなく、相互貢献や連携により相乗効果を生み出し、空間の質的向上を図ることが重要である。

（1）都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。

地震や津波、風水害等への対策の充実による災害に強い安全・安心な都市づくりの推進に加え、災害ハザードエリアにおける開発抑制を行い、中長期的な視点でより安全な地域への都市機能の誘導により居住の集約等を進める都市のコンパクト化、さらに公共交通網のり・デザイン等によるネットワークの充実強化による誰もが暮らしやすい「集約連携型都市構造」の形成を目指す。地域の状況等を踏まえながら、立地適正化計画制度の利用を促進し、都市の中心拠点や生活拠点において、にぎわいの創出やユニバーサルデザインの推進等にも配慮し、公共施設の再編及び空き家や低・未利用地等の既存ストックの有効活用、市街地の再開発等による土地利用の効率化・高度化を図りつつ、各種都市機能を誘導し、居住を集約する。

都市内交通については、関係者が一体となり、デマンド交通や新しいモビリティの導入等の交通政策を戦略的に推進する。

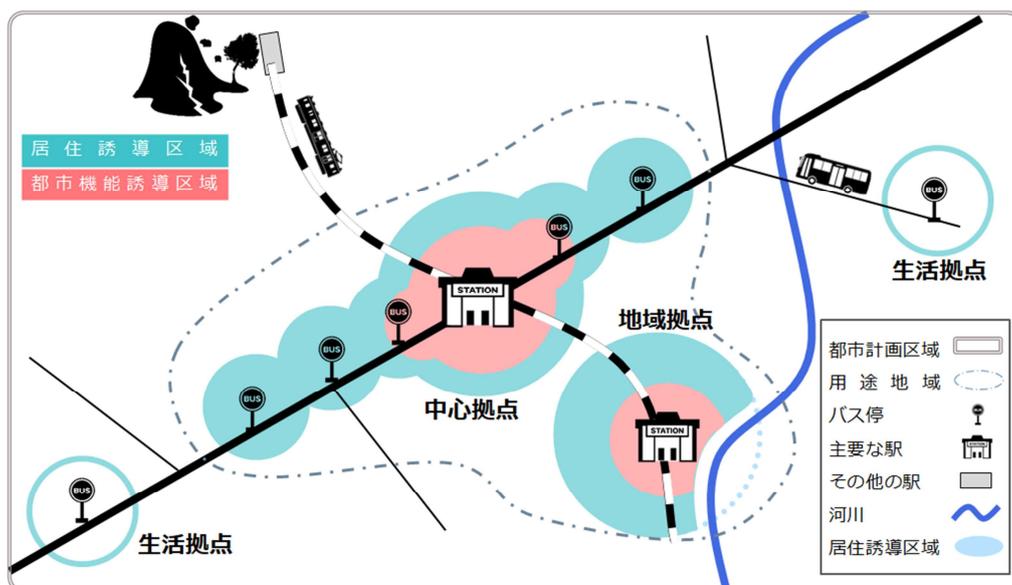


図8 集約連携型都市構造のイメージ

また、集約化した都市間、都市と周辺の農山漁村とのネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

都市防災については、密集市街地や地下空間など地震や水害、土砂災害等に対して脆弱な場所が依然として存在することから、諸機能の分散配置、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。また、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるように、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進める。

また、健全な水循環の維持又は回復や都市のコンパクト化と地域公共交通のり・デザイン、都市のエネルギー利用の効率化により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。

さらに、美しく良好な都市景観の形成、豊かな暮らし空間の創出、都市の農地や緑地、水辺空間の保全と活用等により、美しくゆとりある都市環境の形成を図る。

(2) 農山漁村

農山漁村は、生産と生活に通ずる諸活動の共通の基盤であることから、農林漁業の生産力の強化対策と、生活環境の整備による生活環境対策を総合的に進める。また、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など、都市にとっても重要で様々な機能を有する農山漁村が、県民共通の財産であるという認識の下、農林水産物やバイオマス等の再エネなど多様な地域資源を観光や福祉等の他分野と組み合わせる新たな付加価値等を創出することにより、雇用促進や所得向上を図り、健全な地域社会を構築する。



写真5 農村を構成する資源のひとつである棚田

地域の基幹産業である農林水産業については、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や農業生産の効率化と担い手への農地の集積・集約化、新たな木材需要の創出、新しい技術開発による県産水産物の魅力向上等を通じた農林水産業の成長産業化等によって、所得向上や雇用促進を図り、地域産業の活性化を進める。

集落道等の生活道路や生活排水処理施設の整備、安全・安心を確保する防災・減災対策等を進めるなど住環境の向上を図るとともに、農地等の地域資源の保全活動を通じた地域コミュニティの再生など生活環境対策の充実を図る。

急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、小学校区など複数の集落が集まる地域において「小さな拠点」を形成するとともに、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を推進する。

また、健全な水循環の維持又は回復や農地の良好な管理、野生鳥獣被害対策、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な県土管理を継続していくとともに、美しい景観を保全・創出する。

同時に、農林漁業体験や自然景観、地域の伝統文化等の地域資源を活用した都市住民等との地域間交流の拡大に加え、農山漁村と都市との機能分担や地方への移住・定住、二地域居住を含む共生・対流を促進する。

さらに、里地里山や森林施業地、沿岸の干潟等において、持続的な農林水産業を通じて生物多様性保全に貢献する取組を推進するとともに、適切なものについてはOECMの設定・管理及び生態系ネットワークの形成を推進する。

(3) 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。

その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境のモニタリングの実施等を図る。

また、30by30 目標の達成に向けて、自然公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上、OECMの設定・管理により広域的な生態系のネットワーク化を促進する。

都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、グリーンインフラやEco-DRRなど自然環境の有する多様な機能の活用により、複合的な地域課題の解決を図るほか、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。



写真6 生物多様性地域戦略推進パートナーシップ協定に基づく活動

3 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。

(1) 農地

農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、本県の特徴を活かした活力ある農業の展開や多彩で高品質な農産物の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。

また、不断の良好な管理や環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を通じて、県土の保全や水源の涵養、自然環境保全等の農地の持つ多面的機能の持続的な発揮を図る。その際、効率的な農業生産や安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化をはじめとする農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約化を進めるとともに、担い手に集中する水路等の農業用施設の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

さらに、省力化や低コスト化を実現するための技術導入を進めるとともに、スマート農業の加速化により、担い手への一層の規模拡大を図る。

市街地及びその周辺地域の農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。



写真7 基盤整備が行われた優良農地

(2) 森林

森林については、県土の保全や水源の涵養といった森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の適正な整備・保全を進めるとともに、荒廃森林については、多様な主体の参画によって再生を図る。

また、林業イノベーションの推進による、県産材の利用拡大等を通じて、本格的な利用期を迎えた森林資源の循環利用を促進し、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図る。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境・自然景観を確保する緑地として積極的に保全を図る。農山漁村周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに、原生的な森林や希少な野生動植物が生息・生育する森林など自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

なお、太陽光発電設備の設置に係る開発については、許可基準等の適正な運用を通じ、森林の公益的機能を確保する。



写真8 適正に整備された森林

(3) 原野等

原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等の貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本と

し、自然が劣化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分に配慮しつつ、適正な利用を図る。



写真9 貴重な自然環境を形成する麻機湿原

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域の安全性を向上するための河川等やより安定した用水供給のための水利施設等に必要な用地の確保・整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理・更新と水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂移動や栄養塩類の循環、水質汚濁の軽減など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生動植物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース等の創出など、多様な機能の維持・向上にも十分に配慮する。



写真10 国の天然記念物に指定され、平成の名水百選に認定された「神田川」

(5) 道路

道路については、地域成長や県内外各地との連携・交流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性や代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安心

な生活・生産基盤の整備を進めるため、高規格道路や一般道路等に必要な用地の確保・整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理・更新により、長寿命化を図る。

また、整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、実用化に向け実証実験が進められている自動運転への対応や自然環境の保全、良好な景観の創出と保全にも十分に配慮する。特に、市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、農道網や林道網に必要な用地の確保・整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理・更新により長寿命化を図る。また、整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。



写真 11 富士川周辺の地域間交流を促進する橋梁

(6) 宅地

ア 住宅地

住宅地については、生活と自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成、景観に配慮した快適な住環境を整備することにより、豊かな暮らし空間創生を図る。

また、人口減少社会に対応した秩序ある市街地の形成に向けて、既存市街地を中心に、地域特性や人口・建築物の密度に配慮しながら、都市施設や住宅周辺の生活関連施設の整備を図る。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導し、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。さらに、豊かな住環境の実現の観点から、住宅の耐震性能、断熱性能等の環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、次世代に継承できる安全で良好な居住環境の形成に努める。

住宅地の整備に際しては、緑豊かでゆとりとうるおいのある快適な住宅・住環境の創出に向け、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用、既存住宅ストックの有効活用を図りつつ、必要な用地の確保を図る。

また、太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大に当たっては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観及び防災等に特に配慮する。



写真12 自然と調和した豊かな暮らし空間を実現する住宅団地

イ 工業用地

工業用地については、自然環境・景観への配慮や農林業的土地利用との調整を図りながら、グローバル化や情報化の進展等に伴う工場立地の動向等を踏まえつつ、陸・海・空が一体となった交通基盤の優位性を活かし、地域資源を活用した新たな産業の創出・集積や、医療・健康産業等の成長産業分野の研究開発部門・工場等の企業立地を促進するために必要な用地の確保を図る。

また、良好な都市環境の整備等の観点から、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地等の低・未利用地の有効活用を図る。



写真13 富士山麓にある工業団地

ウ その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、良好な環境の形成に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化などの進展に対応した事務所・店舗等に必要用地の確保を図る。

また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、地域の判断を反映した適正な立地を検討する。

高規格道路等の交通結節点や港湾、鉄道、富士山静岡空港等の周辺地域に流通業務用地を確保するとともに、周辺の土地利用や地域の景観との調和に配慮しつつ、整備を促進する。

(7) その他

ア 公用・公共用施設

文教施設、公園緑地、交通施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大を図る際には、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、災害時における防災機能や環境保全、地域住民等の意向に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備に当たっては、耐震性・耐火性の確保や省エネルギー化、災害時における施設の活用に配慮するとともに、都市機能の集約化の観点から、低・未利用地や空き家・空店舗の再生利用、街なか立地に配慮する。

イ 低・未利用地

低・未利用地のうち、工場跡地など都市部では、居住用地や事業用地等としての再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

荒廃農地のうち、作付・再生可能なものについては、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての再生・活用を積極的に図る。再生困難なものについては、地域の状況に応じて、地域による保安全管理や、自然環境の再生を含め、農地以外への転換による有効利用を図る。

また、農山村のゴルフ場等の比較的大規模な跡地は、森林等への転換を進めるほか、周辺自然环境や景観等への影響や災害リスク、地形等に十分に配慮しつつ、有効利用を促進する。

ウ 沿岸域

沿岸域については、産業構造や輸送形態、新たな海上ネットワークの形成等に対応した港湾や漁港施設の整備を進めるとともに、適切な計画に基づく維持管理により、施設の長寿命化を図る。

また、津波、高潮等による災害などに対する海岸の防護に加え、自然環境の保全、生物多様性の確保に十分に配慮する。漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、これらの調和が取れた総合的な対策を推進する。

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び計画の基礎

ア 計画の基準年次は2023年（令和5年）とし、目標年次は、2035年（令和17年）とする。

イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、2035年において、人口は約325万人、一般世帯数は約151万世帯と想定する。

(2) 規模の目標

- ア 県土利用の区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他の7区分とする。
- イ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口等を前提とし、県土利用の基本方向を達成するために、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態を踏まえて定めるものとする。
- ウ 県土の利用の基本構想に基づく2035年の利用区分ごとの規模の目標は、表1のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確定等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

(3) 利用区分ごとの面積目標の考え方

<基本条件>

- 人口減少社会に適応した新たな県土利用

<基本的な考え方>

- 多様なライフスタイルを選択できる豊かさの実現
 - ・「産業団地整備の長期目標」の達成に向け、市町と連携して工業用地の整備に積極的に取り組み、必要な用地の確保
 - ⇒ 新たな工業用地の確保
 - ・土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用、既存住宅ストックの有効活用を図りつつ、必要な用地の確保
 - ⇒ 空き家等の既存住宅を活用した商業施設、医療・福祉・教育等の生活サービス施設、公園・緑地、オープンスペース用地の確保
- 地域間の交流と連携の促進
 - ・交流・連携を支える交通ネットワークの構築
 - ⇒ 新たな道路用地の確保
- 緑豊かな美しく品格のある農山村の形成
 - ・生産性が高く、多面的機能が健全に発揮される農地・森林の確保
 - ⇒ 既存の優良農地や森林の整備・保全
 - ⇒ 荒廃農地の再生
 - ⇒ 低・未利用地の森林への転換

表1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

年次 利用区分	2023年 (令和5年) (km ²)	2035年 (令和17年) (km ²)	構成比		差 (R17-R5) (km ²)	増減率 (R17-R5) (%)
			2023年 (令和5年) (%)	2035年 (令和17年) (%)		
農地	594	566	7.6	7.3	▲ 28	▲ 4.7
森林	4,957	4,933	63.7	63.4	▲ 24	▲ 0.5
原野等	46	46	0.6	0.6	0	0.0
水面・河川・水路	298	297	3.8	3.8	▲ 1	▲ 0.3
道路	359	377	4.6	4.8	18	5.0
宅地	642	625	8.3	8.0	▲ 17	▲ 2.6
住宅地	384	372	4.9	4.8	▲ 12	▲ 3.1
工業用地	74	79	1.0	1.0	5	6.8
その他の宅地	184	174	2.4	2.2	▲ 10	▲ 5.4
その他	881	933	11.3	12.0	52	5.9
合計	7,777	7,777	100.0	100.0	0	0.0

注(1) 道路は、一般道路、農道及び林道である。

注(2) 構成比については、四捨五入の関係で、合計がそれぞれの内訳を合計したものと一致していない。

(参考) 全国計画の規模の目標

年次 利用区分	2020年 (令和2年) (万ha)	2033年 (令和15年) (万ha)	構成比		差 (R15-R2) (万ha)	(R15-R2) 増減率 (%)
			2020年 (令和2年) (%)	2033年 (令和15年) (%)		
農地	437	414	11.6	11.0	▲ 23	▲ 5.3
森林	2,503	2,510	66.2	66.4	7	0.3
原野等	31	31	0.8	0.8	0	0.0
水面・河川・水路	135	135	3.6	3.6	0	0.0
道路	142	147	3.7	3.9	5	3.5
宅地	197	198	5.2	5.2	1	0.5
住宅地	120	119	3.2	3.1	▲ 1	▲ 0.8
工業用地	16	17	0.4	0.5	1	6.3
その他の宅地	61	61	1.6	1.6	0	0.0
その他	334	344	8.8	9.1	10	3.0
合計	3,780	3,780	100.0	100.0	0	0.0

2 地域別の概要

(1) 地域区分の考え方

県内を自然的・社会的条件から一体性を有する4つの地域に区分し、地域ごとの特色やポテンシャルを最大限発揮できる地域づくりを推進します。

ただし、地域的一体性が認められる圏域は、生活圈や経済圏などに応じて重複的に存在するため、必ずしも地域の枠にとらわれず、政策の性質や面的な結びつきを踏まえながら柔軟な対応を図ります。

(2) 地域区分

地域区分は、伊豆半島地域、東部地域、中部地域、西部地域の4地域とする。
ただし、これらの地域の境界については、厳密に区切られるものとは捉えず、境界を越えた交流・連携の中で柔軟に捉えることとする。

表2 地域区分

地域名	概ねの地域エリア
伊豆半島地域 (5市5町)	熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
東部地域 (6市4町)	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市、函南町、清水町、長泉町、小山町
中部地域 (5市2町)	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部地域 (7市1町)	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

(3) 規模の目標の地域別の概要

(単位:km²)

利用区分 \ 年次	上段():2023年(令和5年) 基準年次			
	下段:2035年(令和17年) 目標年次			
	伊豆半島地域	東部地域	中部地域	西部地域
農地	(40)	(118)	(140)	(296)
	38	113	133	282
森林	(928)	(825)	(1,871)	(1,333)
	924	821	1,862	1,327
原野等	(2)	(39)	(1)	(3)
	2	39	1	3
水面・河川・水路	(11)	(25)	(100)	(162)
	11	25	100	161
道路	(40)	(80)	(89)	(151)
	42	84	93	158
宅地	(57)	(174)	(165)	(246)
	56	168	161	240
住宅地	(38)	(96)	(100)	(150)
	37	93	97	145
工業用地	(1)	(27)	(17)	(29)
	2	27	19	31
その他の宅地	(18)	(51)	(48)	(67)
	17	48	45	64
その他	(150)	(191)	(255)	(285)
	155	202	271	305
合計	1,228	1,452	2,621	2,476

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。

このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県等は各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。

なお、本計画は、県、市町等の公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO等の多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

1 総合的な措置

(総合的かつ計画的な県土利用)

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、本計画、全国計画、市町計画等、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る。特に、土地利用基本計画においては、地域が主体となった土地利用を推進するため、基礎自治体である市町の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえ、県などの関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。

(2) 土地の有効利用の促進

市街地における空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図るとともに、従前どおりの土地利用が困難な工場跡地は、農業利用や緑地空間等として活用する。また、こうした土地が一段の規模で生じる場合には、土地区画整理事業などの面的整備事業を検討する。農業利用が困難な中山間地域等の荒廃農地で、周辺農地の農業上の利用に支障が少ないものは、防風林や森林等へ転換するなど、地域の実情に応じた有効利用を促進する。



写真 14 空き家を活用した移住者の居住施設

道路については、公共、公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分等により、道路空間の有効利用を図る。また、道路整備による路線の振り替え等に伴い廃止された道路用地や施設については、道路以外の普通財産の利活用と併せて、地域の状況を踏まえつつ、維持管理のあり方も含め、利用方策等についての検討を進める。

工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。

また、事業用地データベースを活用した企業誘致・マッチングによる遊休地、空き工場等の有効利用を促進する。

所有者の所在の把握が難しい土地については、土地の円滑な利活用に支障を来さないよう、所有者の探索や相続登記の促進等により所有者の確定に努めるとともに、公共主体に加え、民間事業者も含め地域ニーズに対応した幅広い公共的利用を可能とする制度等の活用により、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた取組を総合的に進める。

(3) 土地利用転換の適正化

人口減少社会における土地需要の減少や土地利用の多様化など、土地利用をめぐる状況は大きく変化している。社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、外国人による土地取得ルールの見直しに関する国の動向を注視し、県土を適切に管理するための方策や土地利用の様態を常に検証し、持続可能な地域を形成していく必要がある。

このため、土地利用の関連法制等の運用に当たっては、土地利用規制が設けられた背景等と時代に合った土地利用のあるべき姿を比較考量し、必要に応じて土地利用規制の見直しを進める。

土地利用転換に当たっては、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他の自然的・社会的条件等の土地の持つ適性を十分に踏まえ、県土の保全と安全性の確保、環境の保全などへの慎重な配慮の下で、計画的かつ適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等の地域の状況を踏まえるとともに、市町の基本構想など地域づくりの総合的な計画との整合を図る。

農地の利用転換を行う場合は、農業振興地域整備計画の適正な管理と農地転用許可制度の適正な運用により、都市的土地利用との調整を図りつつ、農地の無秩序な利用転換を防止し、優良農地の確保を図る。

森林の利用転換を行う場合には、多面的機能の保全や周辺土地利用との調整を十分に行い、無秩序な転換の防止を図る。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、関係法令を遵守し、周辺の土地利用状況や自然環境・景観への影響、防災対策、撤退時の対応等に十分に配慮する。

(4) 県土に関する調査の推進

地籍調査の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化、土地取引や民間開発・県土基盤整備の円滑化等に貢献する極めて重要な取組であるため、地籍調査の計画的な実施を進める。特に、未着手市町の多い賀

茂地域の地籍調査の促進に向けて、県と賀茂6市町による共同実施を進めるとともに、津波浸水域内における官民境界調査等の促進により、被災時における迅速な復旧対策を図る。

また、高齢化の進行や不在地主の増加により、森林や農地等において、境界や所有者が不明となる土地の増加が懸念されるため、境界の保全や台帳の整備等に取り組む。



写真 15 地籍調査実施状況

水源の涵養や県土の保全などの多面的機能を持つ森林は、社会インフラであるため、国をはじめ、県、市町、団体及び森林所有者等の様々な主体が連携し、森林整備を進める。また、水源保全地域内における土地取引や開発行為の情報を、県、市町の関係部局間で共有し、監視を継続していく。

(5) 計画の総合的かつ効果的な推進

沿岸・都市部にあっては、都市の利便性を失うことなく、これまでよりも一層の安全性を高め、再生を図り、内陸・高台部では、自然環境を享受できる居住環境等を創り出し、自然と調和した新たな県土づくりを行う。これら沿岸・都市部の再生、内陸・高台部の革新及び双方を効果的に結ぶ主要な地域連携軸の形成を三位一体で展開し、それぞれのポテンシャル「場の力」を活かすことにより、県内全域の均衡のとれた経済社会の発展を推進する。

さらに、県境を越えた自治体間の連携・協力等により、東西軸・南北軸の結びつきを強めるなど、地域間の交流や連携を促進することにより、防災・減災対策や物流・観光分野等の施策連携を進めるとともに、都市、農山漁村及び自然維持地域の広域的な機能分担等による適正な土地利用を推進し、それぞれの地域の魅力・活力を高めていく。



写真 16 地域間の交流・連携が期待される中部横断自動車道

(6) 多様な主体による県土利用・管理の推進

優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理の導入などの管理方法の転換等を図る管理構想や、地域住民の発意と合意形成を基礎とする地域管理構想の取組を推進する。県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国、県や市町による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO及び他地域の住民など多様な主体が、農地、森林及び河川等の保全活動に参加するほか、県産農林水産物の購入や緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する「県土の国民的経営」の取組を推進する。



写真 17 森づくり県民大作戦植林イベント

2 区分別の措置

(1) 基本方針別の措置

ア 「県民の安全・安心」を実現する県土利用

第4次地震被害想定で推計した100年から150年間隔で発生している地震（レベル1）による津波に対して施設高が不足する箇所については、津波対策施設の嵩上げを行うとともに、液状化対策などの施設の耐震化や粘り強い堤防の整備などの質的強化を実施する。

レベル1を超える津波に対する安全度を向上するため、地域の実情に合わせて既存の防災林や砂丘等の嵩上げ・補強等を行う「静岡モデル防潮堤」の整備、潜

在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う“森の防潮堤づくり”、人工盛土による津波避難マウンド（命山）等の整備について、景観の保全等に配慮しながら、地域住民と連携して取り組む。

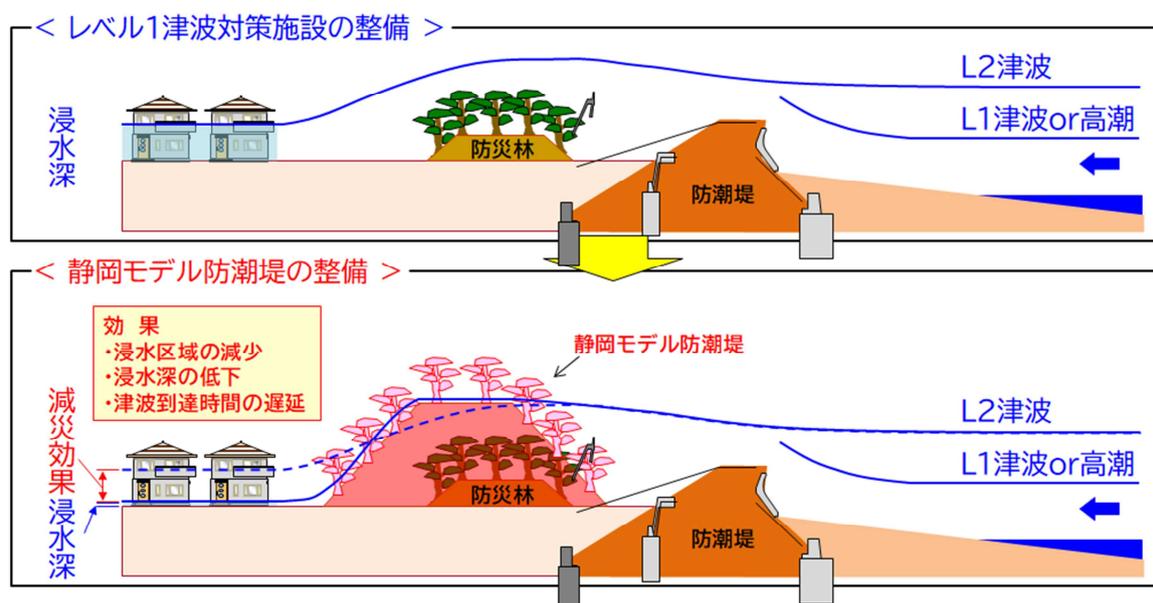


図9 津波対策「静岡方式」の推進

陸・海・空の交通ネットワークの機能確保や各輸送モード相互の連携等を図るため、基幹的交通インフラの未整備区間等の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の整備・耐震対策及びその周辺対策を推進する。

ライフライン等の安定性を高めるため、太陽光発電や小水力発電をはじめとする再生可能エネルギー等の導入を促進し、従来の一極集中型から小規模分散型のエネルギー体系を構築する。

風水害や土砂災害等に対する県土の安全性を高めるため、河川の河道拡幅や遊水地等の洪水調節施設の整備、並びに土砂災害防止施設の整備など予防型対策を着実に推進するとともに、施設の適切な維持管理を図る。

森林の持つ県土の保全機能を高度に発揮させるため、適切な保育や間伐などの森林整備を促進するとともに、保安林の適正な配置・管理や治山施設の整備等を推進する。

浸水常襲地域においては、排水機場や雨水貯留施設の整備を併せて進めるほか、適切な土地利用の誘導、開発抑制及び森林や農地の保全等の対策を行うなど、流域のあらゆる関係者が主体的に取り組む「流域治水」の考えに基づき、ハード・ソフト一体となった総合的かつ多層的な水災害対策の取組を推進する。その際、河川や内水の氾濫防止対策として、地下空間の利用についての検討も進める。

より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握や公表を適切に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進するなど、安全な地域への居住等を誘導する。また、津波等の被災後の迅速な復旧・復興の備えとして、被災後の土地利用の方針等の策定に努める。主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布、防災教育の体系的な実施及び避難訓練等を推進する。

安定した水資源を確保するため、水の効率的な利用と水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切な維持管理・更新及び耐震化を推進する。また、水源保全地域内における土地取引や開発行為の情報を、県と市町の関係部局間で共有し、監視を継続していく。

都市における安全性を高めるため、市街地等において、被災時の緊急避難場所、避難路となる公園・緑地・街路等を活用したオープンスペースの確保、木造住宅の耐震化の促進を含めた住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化などの対策を進める。

イ 持続的な成長の実現に向けた県土利用

大都市圏等とのアクセスの良さや多彩な産物などの地域の特性を活かし、多極的な産業構造の構築に向けた成長産業の集積や企業の本社機能の移転等を促進するため、自然環境や農林業的土地利用に配慮しつつ、産業団地整備の長期目標の達成に向け、市町と連携して工業用地の整備に積極的に取り組み、必要な用地の確保を図る。

多様なライフスタイルやライフステージの実現に向け、自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及、地域コミュニティの形成や景観に配慮した快適な住環境を整備することにより、豊かな暮らし空間創生を図る。

また、少ない負担でゆとりある住まいに居住できるよう、定期借地権制度の普及を図り、所有から利用への転換を促進していく。

倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除去等の措置を進める。一方、利活用可能な空き家については、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチング、居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設への改修などの利活用により、住宅の長寿命化や空き家を含む既存住宅の市場整備を推進する。

また、有事の際には、耐震性が確保されている民間賃貸住宅の空き家について、災害時の借上げ型応急仮設住宅として活用を図る。

都市の集約化に向けては、地域の実態を考慮した居住や都市機能の適切な配置・誘導を促進し、利便性が高く、将来にわたり健全な都市経営を持続できるコンパクトなまちづくりを進める。このため、土地利用の適切な規制誘導、都市施設の効率的・計画的な整備の推進や市町区域を越える広域的な公共交通等のネットワークづくりの実現を立地適正化計画等の活用により推進する。

さらに、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、市街地の計画的な整備を進める。

農地については、農業の担い手の確保・育成と営農の効率化に向けて、農地の大区画化をはじめとする農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約化を推進する。また、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

また、新鮮な地元農産物や身近な農業体験の場、うるおい空間等を提供する都市農業を促進するため、農地の保全や市民農園の整備等を進める。

茶園については、茶の需要拡大に向けて、抹茶等の生産拡大を進めるほか、作物転換等により、荒廃農地の発生抑制や解消の取組を支援する。



写真 18 大区画化された農地

さらに、高品質で競争力の高い農産物の生産拡大を図るため、ICTや光技術を活用し、農産物の健康増進機能を向上させる次世代栽培システムの開発、産地の栽培技術の学習支援システムの充実と活用及び農作業の省力化や軽労働化を図る農業用機械・ロボットの開発等に取り組む。

森林については、低コストで生産性の高い森林経営を促進するため、デジタル先端技術や高精度森林情報を活用した森林施業の集約化を図る。また、森林認証材の利用拡大が見込まれるため、認証林の更なる拡大と安定供給体制を構築する。

農林漁業者と地域企業等の連携による新商品開発や高付加価値化の取組を支援し、6次産業化の一層の推進を図るほか、CLT（直交集成板）などの新たな木材製品の普及による木材需要の創出や木材等を原料とするCNF（セルロースナノファイバー）による製品（用途）開発に向けた取組の推進等により、地元資源を活用した地場産業の振興を図る。

生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域においては、「小さな拠点」を形成するとともに、複数集落を公共交通等で結ぶなど、集落間の移動手段を確保すること等により、集落機能を相互に補完しあう「集落ネットワーク」の形成を進める。

ウ 景観や自然環境に配慮した県土利用

「美しい静岡 景観づくり宣言」の趣旨を踏まえ、行政だけでなく、県民や事業者が、社会総がかりで景観形成に取り組み、自然とともに人々が生活を営む中で育まれてきた茶園等の美しい景観を後世へ継承するとともに、地域の歴史や文化に根ざした良好な景観を形成・保全する。

特に、日本の国土の象徴であり、世界の宝である富士山は、「富士山世界遺産センター」において、来訪者に対するマナー啓発等に取り組むとともに、環境負荷の軽減や生物多様性の確保等の自然環境保全対策に国、山梨県や関係市町等と連携して取り組む。

駿河湾をぐるりと取り囲む各地の美しい景観の形成を目指す「回遊式庭園」の実現に向けた良好な広域景観を形成するため、景観形成計画に基づき、屋外広告物の適正な規制・誘導等により、牧之原茶園及び伊豆半島などの広域景観や魅力ある農山漁村の景観の形成・保全を図るとともに、美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間等の保全・再生・創出を図る。

また、旧東海道などの歴史を感じられる街道の連続性に配慮した魅力ある景観の形成や主要幹線道路の沿道等の修景など良好な景観の保全・創出を図る。



写真 19 海と山が広がる小室山山頂

海岸保全機能の充実と養浜等の海岸侵食対策による安全で美しい海岸の整備を推進するとともに、駿河湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟を契機により一層、関係市町や民間事業者等と連携して、湾の優れた自然環境の保全と周辺地域の観光振興や地域経済の発展との共存を図っていく。

高い価値を有する原生的な自然や野生生物の生息・生育、自然景観及び希少性などの観点から見て優れている自然については、行為規制等により、適正な保全を図る。

また、里地里山や里海など人の手が入ることによって維持される自然については、適切な農林水産活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図るとともに、森から海への水循環を見据え、農地や森林が有する多面的機能の発揮を図るため、「日本型直接支払制度」、県が行う「森林（もり）づくり県民税」による森の力再生事業や市町が行う「森林環境譲与税」による地域の実情に応じた森林整備の事業等により、協力、連携して、農地と森林の整備を推進する。

自然環境の活用については、地域の魅力・居住環境の向上や生物多様性の保全、防災・減災の機能も有する自然環境に配慮した遊水地や多自然川づくり、公園緑地等の整備を進める。また、木質バイオマスや農業残さの利用などは、事業者、地域及び行政の連携を図りながら、経済の地域内循環にも寄与するバイオマスのエネルギー利用を進める。



写真 20 多自然川づくり

生物多様性の確保については、森・里・川・海のつながりによる生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等を図る。

また、科学的データを基に必要な施策を進めるため、生息地等のモニタリングや各種の調査研究を推進するとともに、絶滅のおそれがある希少野生動植物の生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、生息・生育地域等の保全又は必要に応じて自然繁殖が困難な場合の人工増殖等の事業の推進により、希少野生動植物を保護する。

さらに、県内に生息・生育する在来の野生動植物の繁殖等を脅かす要因の一つとなっている特定外来生物の駆除等を促進するとともに、増え過ぎた野生鳥獣に対する生息環境対策、被害予防対策、捕獲対策等を進め、生態系や農林水産物、人の生命・身体への被害を防止し、人と野生鳥獣との共生を図る。

中山間地域等の豊かな自然や茶園景観、地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源としても高い価値を有しているため、これらの資源を活かしたグリーン・ツーリズムの推進に加え、地域で生産された農林水産物や地域の自然により育まれた伝統・文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業の振興を促進する。

(2) 地域別の措置

各地域の特性に応じた主な地域施策は、次のとおりである。

ア 伊豆半島地域

観光交流人口の拡大に向け、伊豆半島ジオパーク、世界遺産韮山反射炉等の世界水準の地域資源を活用し、質の高い観光コンテンツを生かした高付加価値旅行の推進、観光地の再生・高付加価値化や宿泊業のDXによる生産性の向上の支援により、観光交流人口拡大への取組を促進する。

特に、伊豆半島の良好な景観の形成のため、広域景観協議会等を通じ、市町と連携を図りながら、防護柵の景観配慮、修景のための樹木伐採や屋外広告物の適正化等による魅力的な沿道景観づくりを推進する。

伊豆半島地域の道路網の背骨となる伊豆縦貫自動車道や肋骨となるアクセス道

路等の整備に加え、半島地域の特性を活かした海上交通を含めた多彩な交流を支える広域交通ネットワークの形成・充実を図る。また、伊豆半島地域の港湾へのクルーズ船の誘致に取り組む。

地域のニーズに応じた利便性の高い生活交通を維持・確保するため、公共交通の運行の維持・確保、安全な運行等に不可欠な設備整備及び公共交通網の再編に取り組む市町・交通事業者を支援する。

県境を越えた広域的な地域課題の解決や共通する資源を活用した地域振興を図るため、社会基盤の整備や観光振興の展開などの交流を推進する。

沿岸域では、各沿岸ごとに開催する地区協議会等における地域の合意形成を踏まえ、必要な津波対策に取り組む。

イ 東部地域

富士山等の火山噴火対策については、気象庁や研究機関による観測体制の強化及び情報伝達システムの構築に加え、登山者等の安全確保対策を推進する。

また、沼津市内浦・西浦地域の樹園地等の農地整備事業を進める。富士川水系沼川では、沼川新放水路の整備等の治水対策を進める。

CNF等の新分野への進出、医療健康関連産業の集積などの地域の持つ優位性や富士山をはじめとする豊かな自然環境を活かすとともに、令和9年度以降の新東名高速道路の御殿場以東の開通も見据え、国内外からの企業立地を促進する。

首都圏への通勤を続けながら生活と自然が調和するゆとりある暮らしが実現できるなど、東部地域ならではのライフスタイルの提案に向け、首都圏との近接性を活かした二地域居住や移住・定住を促進する。

田子の浦港や沼津港の施設整備等を進め、物流機能の強化やクルーズ船の誘致に取り組む。

JR主要駅周辺においては、連続立体交差、市街地再開発事業や土地区画整理事業等により、都市拠点にふさわしい土地利用と安全で快適な都市環境の整備を進める。

山梨県との連携の下、関係機関との調整を図りながら、富士山の後世への継承を図るとともに、富士山のオーバーツーリズム対策を強化し、世界遺産富士山を保全する。

県境を越えた広域的な連携の推進に向けて、静岡・山梨・神奈川による富士箱根伊豆地域の広域課題への対応や「環富士山」の交流拡大を見据えた山梨県との広域連携施策を推進する。

ウ 中部地域

中部横断自動車道の開通効果を最大限に発揮し、後背圏産業の国際競争力の向上や地域産業の活性化を図るため、清水港の船舶の大型化に対応した港湾機能の整備及び防災力の強化を促進する。

さらに、清水港と中心市街地が融合した一体的な魅力ある「みなとまちづくり」の実現に向けて、官民で取り組む。

麻機遊水地の整備等、静岡市市街地の浸水被害を軽減する巴川の流域治水対策を進めるとともに、沿岸域では、海岸堤防や「静岡モデル防潮堤」等の整備を進める。静岡・清水海岸では、侵食対策を進め、三保松原の世界遺産の構成資産としてふさわしい景観形成に努める。

東名高速道路や新東名高速道路等の東西軸に加え、日本海へ通じる南北軸の結節点となる立地の優位性を活かし、更なる食品関連産業、物流や成長産業分野の企業立地を促進する。

富士山静岡空港周辺では、茶文化振興の拠点である「ふじのくに茶の都ミュージアム」や日本一の茶園景観等を活かした交流と賑わいのまちづくりを推進するとともに、民間活力を活用した空港西側県有地等の利活用推進と空港機能の向上や新幹線新駅の実現に向けた取組を進める。

また、豊かな資源を活用した6次産業化の拡大など、地域の特色ある産業の振興を図る。併せて、農業経営の規模拡大、生産性の向上を図る生産基盤を整備するほか、林業振興、森林の整備や水産業振興を図る漁港の整備を進める。

清水港等へのクルーズ船の誘致による交流人口の拡大を図るとともに、海洋産業の振興と海洋環境の保全を両立する世界的な拠点の形成を図る。

また、高規格道路や国道1号バイパスの整備に加え、高規格道路等と地域を結ぶアクセス道路等の整備を推進する。

ゆとりある暮らし空間を提供する住宅地整備を進めるとともに、市町との連携によるサテライトオフィス等の誘致や居住環境の確保に向け、空き家バンクの充実や光ファイバー網の整備エリアの拡大等に取り組む。

山梨・長野の両県、関係市町と連携し、リニア中央新幹線の整備と、大井川の水資源及び南アルプスの豊かな自然環境の保全との両立を図る。

エ 西部地域

天竜川下流地域においては、馬込川流域や太田川流域等の治水安全度の向上を図るため、県と市町が一体になって、流域全体で総合的な治水対策に取り組み、沿岸域では、海岸侵食対策や「静岡モデル防潮堤」等の整備を進める。

光・電子産業の集積等による製品開発やビジネスモデルの構築とともに、次世代自動車産業や航空関連産業等、県境を越えて広域的に集積する産業分野への地域企業の参入を促進する。

愛知県・長野県とも連携した三遠南信自動車道等の整備に加え、国道1号バイパスの整備促進や高規格道路等と地域を結ぶアクセス道路等の整備に取り組み、本地域の防災・減災対策に寄与し、地域圏内外の活発な交流や経済活動を支える道路ネットワークの形成を推進する。

天竜川・北遠地域の広大な森林、浜名湖や遠州灘等の豊かな自然環境の保全と活用を図るとともに、交流人口の拡大に向け、御前崎港へのクルーズ船の誘致や、サイクリストの受入環境の整備、遠州灘海岸から浜名湖にかけて自然環境を活用した観光やスポーツ等の振興に取り組む。

農業地域においては、優良農地の維持確保に加え、本地域の食材、茶や花等の豊かな資源を活用した6次産業化の拡大など、地域の特色ある産業の振興を図るとともに、農業経営の規模拡大、生産性の向上を図る生産基盤を整備するほか、施設の老朽化による機能低下や耐震化、営農形態の変化に伴う用水需要に対応し、安定的な用水を確保するため、三方原用水や天竜川下流用水等の基幹的農業水利施設の整備を進める。

森林地域においては、林業振興や森林の整備に加え、天竜スギに代表される豊富な森林資源を背景に、認証材の供給体制の強化と利用を促進する。

J R 駅周辺や中心市街地では、都市の魅力を向上させる観点から都市基盤の整備や商業・業務施設等の立地を促進し、土地利用の高度化を図るとともに、J R 御厨駅や J R 袋井駅の周辺整備を進める。

おわりに

本計画では、『「県民の安全・安心」を実現する県土利用』、『持続的な成長の実現に向けた県土利用』、『景観や自然環境に配慮した県土利用』の3つの基本方針を示しているが、これらを実現するために必要な土地利用の転換には、先を見据えて取り組む必要がある。県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であることをかんがみ、人口減少社会における土地利用や県土管理の手法等について、地域の合意形成を進めるなど、長期的な視点からの取組が必要となることが想定される。

このため、県民が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進するとともに、国土利用計画のあるべき姿を具体化するための手法や様々な主体の役割等については、計画策定後、さらに検討を進めていくこととする。

用語解説

50音	用語	内容
あ	I C T	Information & Communications Technology の略。情報処理及び情報通信、つまり、コンピューターやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。IT(Information Technology)に比べ、情報流通の重要性を意識して用いられる。
	空き家バンク	地方公共団体等がWeb サイト等を活用して空き家情報を提供する制度。空き家の所有者が提供したい物件情報を登録し、空き家の提供を受けたい利用者が、それらの情報を閲覧することができる。
い	一般世帯	世帯のうち、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者や下宿屋等に下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいう。 なお、一般世帯以外の世帯には、施設等の世帯（寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者等）がある。
え	Eco-DRR	Ecosystem-based Disaster Risk Reductionの略。自然災害に対して脆弱な土地の開発や利用を避け災害への暴露を回避するとともに、防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減すること。
	S D G s	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
	N b S	Nature-based Solutionsの略。社会、経済、環境課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然又は改変された生態系の保護、保全、回復、持続可能な利用、管理のための行動のこと。
	沿岸域	海岸線を挟み相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体としてとらえた範囲。
お	オープンスペース	主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。
	O E C M	保護地域以外で、企業、自治体、個人等の取組により、生物多様性の保全が図られている地域（自然共生サイト等）。
	温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど、大気中の熱を吸収する性質のあるガスのこと。これらのガスの増加が地球温暖化の主な原因とされている。

か	外来種	導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）。
	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。
	関係人口	県外に生活拠点をもちながら、県内の地域を定期的・継続的に訪れて地域づくり活動に多様な形で参加する人々。
き	基幹的交通	高規格道路や地域高規格道路、高速鉄道を指す。
	基準年次	計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時においてさまざまな実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。
	共同溝	電線、電気通信線、ガス管、上水道管、下水道管等の公益物件を一括して収容するため、道路管理者が道路の地下に設置する施設。
く	グリーンインフラ	社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
け	研究開発インフラ	大学や試験研究機関などの研究開発施設や設備等のハードと、ソフトウェアやデータベースなどのソフトを一体的に捉えた基盤をいう。
	原生的な自然	人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然をいう。
	健全な水循環	自然環境との関わりを持ちながら、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に寄与している状態で水が巡り続けること。
	原野	一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地。国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の土地をいう。

こ	公園緑地	公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地である。
	公用・公共用施設	文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公署等、公のために設けられた施設をいう。
	工業用地	一般には、工業生産を行うための土地。国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員10人以上の事業所の敷地としている。
	厚生福祉施設	病院、保健所、福祉事務所等国民の健康で幸福な生活に資する施設をいう。
	交通施設	道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。
	高度情報通信インフラ	①光ファイバーや衛星通信をはじめとするネットワークインフラ、②①の上に展開し、現実の事務や業務を行うためのシステムやソフトウェア、データベースに蓄積されている情報資源、技術者やユーザー、③①及び②にかかる諸制度を一体的に捉えた基盤をいう。
	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
	国土	土地、水、自然等の国土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。 国土の範囲は、第一義的には海を含め主権的な利用権が及ぶ範囲であるが、国土利用計画においては、国民がその地域を生活や生産の場として使い、あるいは使う見通しがあり、かつ保全と利用の調整等計画によって秩序ある利用を図る必要のある範囲を計画の対象としていることから、具体的には海域は沿岸域までとしている。
	国土保全	急傾斜地の崩壊や土砂流失、地すべり、洪水による侵食、堆積、海岸侵食、公害及び鉱害による地盤沈下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制又は停止させることをいう。
さ	災害ハザードエリア	ここでは、住宅等の建築や開発行為等の規制がある災害レッドゾーン（災害危険区域等）と、建築や開発行為等の規制はないものの区域内の警戒避難体制の整備等を求める災害イエローゾーン（浸水想定区域等）を指す。
	再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

さ	採草放牧地	農地法第2条第1項に定める採草放牧地をいう。農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものである。なお、ここでいう耕作又は養畜の事業のための採草とは、具体的には肥料、飼料の材料を得るための採草のことである。
	30by30	2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現に向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。
	里地里山	奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。
	産業・物流インフラ	産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等の基盤をいう。
し	市街地	国土利用計画では、国勢調査の定義による人口集中地区（D I D）をいう。 都市計画関係では、都市計画法でいう既成市街地の意味で用いることがあるので注意を要する。
	地震・津波対策アクションプログラム2023	2023年3月に策定した地震・津波対策の行動計画のことで、2032年度までの犠牲者の9割以上減の維持を目標に、151の具体的な施策を掲げ、それぞれ数値目標及び達成時期を明示。
	自然維持地域	人為的な影響が弱い又は非恒常的であることから、自然が良好な状態で維持されてきた地域であって、かつその自然がすぐれた属性を有しており、今後ともそのすぐれた自然環境の維持を図るべき地域をいう。
	自然的土地利用	本計画においては、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を指す。 都市的土地利用、農林業的土地利用以外の土地利用である。
	湿原	地下水位が高く、高温な条件を好む特有の植物群でおおわれた土地をいう。
	住宅ストック	既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される我が国の住宅全体をいう。
	住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」において、評価地積のうち住宅用地及び非課税地積のうち都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地とされている土地をいう。
	小水力発電	水力発電の中で、数十kWから数千kW程度の比較的小規模な発電設備の総称。

し	侵略的外来種	<p>外来種のうち、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすもの。</p> <p>侵略性に係る評価項目について整理し、防除等の対策の方向性によりカテゴリを区分した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（略称：生態系被害防止外来種リスト）」を環境省と農林水産省が策定している。</p>
	森林	<p>一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）であるが、国土利用計画では、森林法にいう国有林と民有林の合計である。なお、現在木竹が生育していなくても、将来的に木竹の集団的生育に供される土地（例えば植林前の伐採跡地）は森林に含まれる一方、農地や宅地等にある樹林地は森林に含まれない。</p>
	森林資源	<p>資源としてみた場合の森林をいう。物的存在としての森林に対し、森林資源とは、原料・材料をはじめ保健休養、森林環境教育など人間にとっての利用価値の意味をこめた用語である。</p>
	森林認証材	<p>森林認証制度により適切な森林管理であることを第三者機関が評価・認証した森林から生産される木材。</p>
す	水系	<p>地表の水の流れの系統である。河川の本流及び支流に加え、人工的に開削された水路、運河なども含む流域全域にわたる網の目のような水流組織をいう。</p>
	水面・河川・水路	<p>一般的には、陸域において通年水面のみられる部分であるが、国土利用計画においては、水面は湖沼（人造湖及び天然湖沼）と溜池の満水時の水域部分、河川は河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域、水路は農業用排水路としている。</p>
	スタートアップ	<p>新しい企業であって、新しい技術やビジネスモデル（イノベーション）を有し、急成長を目指す企業。新たな社会課題を解決する主体としても重要。</p>
	スマート農業	<p>ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、農作業の効率化・経営管理の合理化等の生産性向上や高品質生産を可能にする新たな農業。</p>
せ	生活関連施設	<p>学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂等の消費施設、交通施設、その他の都市基盤施設をいう。</p>
	生成AI	<p>学習データをもとに、テキストや画像、動画、音楽などを生成するAI（人工知能:Artificial Intelligence）のこと。</p>
	生態系サービス	<p>食料・水等の供給サービスや景観等の文化的サービスなど。</p>

せ	生態系ネットワーク	自然の保全・再生を図るための手法の一つ。原生的な自然地域等の重要地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海までと、その中に分布する湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等を有機的に繋ぐもの。エコロジカル・ネットワークともいう。
	生物多様性	生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。例えば、「生物多様性」を「つながり」と「個性」という2つの言葉に言い換えてみると理解がしやすくなるが、「つながり」は、生物間の食べる－食べられるといった関係から見た食物連鎖や生態系の中でのつながり、生態系間のつながりなどを表している。また、長い進化の歴史を経た世代を超えたいのちのつながり、日本と世界、地域と地域、流域など、スケールの異なるさまざまなつながりもある。「個性」は、同じ種であっても、個体それぞれが少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の自然や風景があり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成していることである。
	CNF（セルロースナノファイバー）	木材などの植物繊維をナノサイズ（1mmの100万分の一）まで微細化することで得られる新素材。軽量かつ高い強度を有し、形成自由度、環境負荷の点でも優れた特徴を有する。多様な産業分野における用途開発が可能である。
そ	その他の宅地	国土利用計画では、宅地のうち住宅地及び工業用地いずれにも該当しない土地をいう。事務所店舗用地や家屋面積の10倍を超える部分の宅地などがこれに含まれる。
た	大規模集客施設	都市計画法の特定大規模建築物と同義。床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等を指す。
ち	地域産業	広義には、その地域に存在するすべての産業を指すが、国土利用計画においては、その地域の特性に応じて立地し、地域の経済社会に密接な関わりを有する産業をいう。
	地域資源	土地、水、自然等の国土資源を地域レベルでとらえ直したものに、人的資源、伝統文化、地域の農林水産物等を加えたものである。
	小さな拠点	小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している買い物や医療・福祉など様々な生活サービスや地域活動の場を歩いて動ける範囲に集め（基幹集落）、各集落との交通手段を確保することによって、車が運転できない高齢者などにあっても一度に用事を済ませられる生活拠点をつくり、地域の生活サービスを維持していこうという取組。
	治山施設	土砂崩壊や土砂流出、地すべり等を防止するために設置される堰堤等の施設をいう。

ち	中山間地域	統一された定義はなく、一般的には「傾斜地が相対的に多く、自然的・社会的・経済的諸条件が平坦地比べて不利な地域」といった概念で捉えている。参考となる指標としては、①農林水産省による農業地域類型のうち中間農業地域及び山間農業地域、②各種中山間地域関係補助事業・融資事業により定義された地域などがある。
	C L T（直交集成板）	ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚な木質パネル。中大規模建築物の構造用部材としての利用が期待されている。
て	低・未利用地	土地利用がなされていないもの、又は個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でないものをいう。特に、大都市においては、地価水準に比べてかなり低い収益しか得られていない状態が一つの目安となる。
	DX	D（デジタル）とX（トランスフォーメーション：変革）を組み合わせた言葉。デジタル技術を活用してビジネスモデルや業務プロセス、組織文化などを変革し、新たな価値を創造したり、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
と	都市	人々が密集して生活、生産活動を展開している地域をいう。国土利用計画では、おおむね市街地（人口集中地区）及び計画期間中に市街地化すると考えられる地域を想定して用いている。
	都市構造	都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物などから構成される形態構造、都市の内部地域、外縁地域あるいは管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域などから構成される機能地域構造など都市の空間的な地域構造をいう。
	都市施設	都市計画法第11条第1項に掲げる施設。具体的には、道路、公園、水道、下水道、河川、学校、病院、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地等。
	都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び住宅の利用増進を図ることを目的として、土地区画整理法に基づき、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業をいう。

と	土地利用基本計画	国土利用計画法に基づき、都道府県が策定する土地取引や開発行為の規制等の措置を実施するに当たっての基本となる計画。五地域区分（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域）の土地利用の原則や土地利用の調整等に関する事項を文書表示した計画書と、五地域の範囲を5万分の1の地形図上に記した計画図で構成している。都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準を果たすものとなる。
な	内水	河川に流れ込む前の堤内地の水のこと。
に	二次的自然	人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然であり、農林業的土地利用が行われている地域の自然がその代表的なものである。
	担い手	ビジネス経営体及びビジネス経営体を除く認定農業者、認定農業者と同等程度の経営を行っている農業者、認定農業者を目指す農業者。
	二地域居住	主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方のこと。
	日本型直接支払制度	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度。
の	農業生産基盤	農業生産に必要な農用地、農業用排水施設、農道等の固定資本（土地に固定された施設の蓄積）をいう。
	農山漁村	自然的地域のうち、農林漁業の営みによる人為的な影響が強く、また恒常的であるため、自然の循環システムがやや変節した形で機能している地域をいう。またこの場合、住宅が密集している集落等も農山漁村に含まれる。
	農地	広義には農業に用いる土地全般を指すが、国土利用計画では農地法第2条第1項に定める農地、すなわち耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含み、作物統計において「田」及び「畑」とされている土地をいう。

の	農地中間管理機構	農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために、公募により広く募った農業の担い手に、農地所有者から借り受けた農地をより合理的な形で貸し付ける法人。
	農道	農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路。国土利用計画では、ほ場内農道及びほ場外で「市町村道路台帳」に記載された農道を指す。
	農地の集積・集約	農業の競争力強化等のため、「所有」、「借入」等により農地を担い手に集め経営耕地面積を拡大すること（集積）、さらに担い手が連続して作業可能となるように農地をまとめ面的集積を進めること（集約）。
	農林業的土地利用	主として農業生産活動又は林業生産活動の用に土地を利用することをいい、農地、採草放牧地、森林（自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く。）、農道、林道等がこれに該当する。
は	バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。
	ハザードマップ	洪水をはじめ、地震、津波、土砂災害などの災害発生が予想される危険区域を示した地図の総称をいう。
ふ	文教施設	学校、図書館等国民の教育、文化の向上に資する施設をいう。
ま	まちなみ景観	都市の建築物、街路などそれを中心に形成される景観をいう。
み	水インフラ	貯留から利用、排水に至るまでの過程において水の利用を可能とする施設全体を指すものであり、河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等をいう。
	(健全な)水循環	自然環境との関わりを持ちながら、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に寄与している状態で水が巡り続けること。
	水辺空間	川辺、湖畔、海岸等水際の空間をいう。

も	目標年次	計画の最終目標を設定した年次。
	森づくり県民大作戦	森林ボランティア・企業・行政などが協働で、植栽や下草刈り等の森づくり活動を県内各地で行うもの。
	森の力再生事業	公益性が高いにもかかわらず、所有者による整備が困難なため荒廃している森林の再生を図る、森林（もり）づくり県民税を財源とする事業。
	森の防潮堤づくり	平時には県民に親しまれる憩いの場となり、有事には津波に対する多重防御の一翼を担う、しなやかで粘り強い海岸防災林等を整備する取組。
や	野生鳥獣被害	野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境などへの被害。近年は、ニホンジカやイノシシなど一部の鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大により、農作物や森林への被害だけでなく、希少な植物等の食害など、生態系への影響も顕著になっている。また、鳥獣による人身事故や交通事故などの生活環境への被害も見られている。さらに、ニホンジカの採食圧がもたらす下層植生の消失が森林の持つ水源涵養や国土保全等の公益的機能を低下させ、災害を引き起こす懸念も指摘されている。
ゆ	優良農地	集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えた農地。
り	流域	集水域と同義であり、水系をとり囲む分水嶺で区画された範囲をいう。
	流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、堤防の整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
	緑地	樹林地、草地、水辺地等が単独で、又は一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。
	林道	林産物の輸送など、森林の管理・経営の改善のために、森林の内外を通じて築設された道路。国土利用計画では、国有林道及び民有林道の両者のうち、林道規定（林野庁長官通達）第4条に定める自動車道及び軽車道をいう。
ろ	6次産業化	農林漁業者が農畜産物・水産物の生産（1次産業）だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を総合的かつ一体的に取り組み、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。